

議案第86号

富士見市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市立図書館条例（平成6年条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月27日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

図書館の利用時間を変更するため、富士見市立図書館条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市立図書館条例の一部を改正する条例

富士見市立図書館条例（平成6年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条中「午前9時30分」を「午前9時」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。